

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対する関心や期待はかつてないほど高まっている。

しかしながら、森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、100年に一度とも言われた世界的な経済不況は、とりわけ経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらし、今や、我が国の林業・木材産業そして山村は危機的な状況に陥っている。

このような厳しい状況の中、今後、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、森林経営の安定と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき、施業の集約化、路網整備や利用間伐を進めつつ、国産材の振興により林業・木材産業を活性化するとともに、公的森林整備体制を確立することが緊要である。

よって、国におかれては、森林・林業・木材産業の活性化を図るため、次の施策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化対策税（環境税）の創設等による森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保及び山林相続税の負担軽減措置等による森林経営対策を推進すること。
- 2 環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、木材関連エコポイント制度の拡充、公共建築物木材利用促進法に基づく木材の利用拡大、さらに再生可能エネルギーの全量買取制度の実現などによる木質バイオマス利用促進対策の充実を図ること。
- 3 間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、路網整備等経営基盤の整備、担い手の育成確保対策の強化を図り林業を再生するとともに、所有者の負担軽減のため森林整備に要する経費について助成の充実を図ること。
また、増大しているシカ等による獣害対策の一層の推進を図るとともに、被害拡大しているナラ枯れ等を防止するための森林病虫害対策を図ること。
- 4 近年の集中豪雨の多発による甚大な山地災害の発生状況を踏まえ、緑のダムとしての機能を有する森林の再生を通じた安全・安心の確保に向け、国土保全としての治山対策を推進すること。
- 5 水源林造成を計画的に推進するための実行体制を整備し、施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域において国の関与の下での森林整備を確保すること。
また、国民共有の財産である国有林について、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、我が国森林・林業施策の推進に貢献するため、国による一体的かつ安定的

な管理運営体制を確立すること。

- 6 地球温暖化がグローバルな環境問題となる中で、違法伐採対策の積極的な普及・啓発、及び国内での合法木材の普及・定着を図ること。また、関税撤廃を原則としている環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）参加については慎重に対応すること。

また、国土の保全及び我が国の安全保障の観点から、外国資本等による森林・土地の売買の規制や適切な管理体制を構築するための法整備など対策を強化すること。

- 7 森林整備法人（都道府県林業公社等）の円滑な森林整備を推進するための地方財政及び金融措置を含む支援策を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

熊 本 県 議 会 議 長 小 杉 直

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
財 務 大 臣	野 田 佳 彦 様
農 林 水 産 大 臣	鹿 野 道 彦 様
環 境 大 臣	松 本 龍 様